# 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 4 | 千葉市　軽自動車税（種別割）に関する事務　重点項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 千葉市は、軽自動車税（種別割）の賦課・収納業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 千葉市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和3年10月26日 |

［平成30年5月　様式3］

# 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　リスク対策 |
| Ⅳ　開示請求、問合せ |
| Ⅴ　評価実施手続 |
| （別添2）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 軽自動車税（種別割）の賦課・収納業務 |
| ②事務の内容 | 【概要】<br>・地方税法に基づき、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、車種別の税額を賦課する。<br>・納税義務者等からの申請に基づき、納税証明（継続検査用）を発行する。<br><br>【賦課関連業務の流れ】<br>①軽自動車検査協会から地方公共団体情報システム機構経由（軽三輪・軽四輪）、又は、千葉運輸支局から千葉県市町村総合事務組合経由（軽二輪・小型二輪）で、それぞれ軽自動車税（種別割）申告書（報告書）の提出を受ける。また、納税義務者等（原動機付自転車等）から、軽自動車税（種別割）申告（報告）書（標識交付申請書）、軽自動車税（種別割）廃車申告書（標識返納書）の提出を受ける。<br>②所有者・車種・定置場等の情報を税務システムに入力し、原動機付自転車等には、ナンバープレート、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。<br>③原動機付自転車等の定置場を他市町村に変更した場合は、当該市町村から送付された課税物件異動通知書により、本市に変更した場合は、納税義務者等からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書（標識交付申請書）により、それぞれ税務システムに廃車・登録の入力をする。<br>④上記の申告に基づき、毎年4月1日現在の所有者について賦課情報を作成する。<br>⑤納税義務者へ税額を通知する。<br>⑥生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。<br>⑦賦課情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。<br><br>【収納関連業務の流れ】<br>①個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の賦課情報の入手<br>②収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む<br>③過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。<br>④申請に応じて、納税証明書を発行する。<br>⑤地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。 |
| ③対象人数 | ［　10万人以上30万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 |

| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
|---|---|
| **システム1** | |
| ①システムの名称 | 税務システム（軽自動車税システム） |
| ②システムの機能 | 【課税資料受付事務向け機能】<br>・軽自動車税（種別割）申告書（報告書）・軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書の内容をもとに納税義務者情報、標識情報、車両情報などの入力により車両の新規登録及び変更を行う。<br>・軽自動車税（種別割）申告書（報告書）・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書の内容をもとに廃車情報の入力により車両の廃車を行う。<br>・減免申請書の内容をもとに減免の理由・開始年月日の入力により減免を行う。<br><br>【賦課決定】<br>・賦課期日時点の課税対象車両に対し、賦課計算を実施し、当初分の賦課データを作成する。<br>・当初賦課分の車両に対し、納税通知書を作成する。<br>・随時賦課決定したデータに対し、増額異動であれば、納税通知書・調定決議書、減額異動であれば、税額変更通知書（減免の場合は減免決定通知書）・調定決議書を作成する。<br><br>【証明書出力機能】<br>・オンライン処理にて軽自動車税（種別割）の各種証明書を出力する。 |
| ③他のシステムとの接続 | ［　］情報提供ネットワークシステム　［○］庁内連携システム<br>［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム<br>［○］宛名システム等　［　］税務システム<br>［　］その他　（　　） |

| システム2～5 | |
|---|---|
| **システム2** | |
| ①システムの名称 | 税務システム（宛名システム） |
| ②システムの機能 | 【宛名照会機能】<br>納税義務者、扶養者の宛名情報（住民、住登外者）、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。<br><br>【住登外者の登録・更新機能】<br>住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。<br><br>【住記連携機能】<br>住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。<br><br>【他業務向け宛名情報ファイル作成】<br>固定資産税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。<br><br>【同一人チェック機能】<br>氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。<br><br>【申告書記載番号取込み・チェック機能】<br>申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。<br><br>【宛名情報連携機能】<br>番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）へ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| **システム3** | |
| ①システムの名称 | 税務システム（収納システム） |
| ②システムの機能 | 地方税の収納業務を行うシステム<br><br>【収納管理事務向け機能】<br>・軽自動車税システムから連携された賦課決定・更正情報を取りこむ。<br>・電子納付を可能とするため、マルチペイメントネットワーク（MPN）に納付用情報を連携する。<br>・収納消込業務受託者から、住民等が納付した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。<br><br>【還付・充当事務向け機能】<br>・過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。<br>・還付とする場合、口座振替の情報及び住民等から取得した還付金請求書記載の情報をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。<br>・充当とする場合、未納の期別に充当する。<br><br>【証明書発行機能】<br>・申請に応じて、納税証明書を発行する。<br><br>【督促状発行機能】<br>・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、帳票加工委託事業者に提供し、督促状の印刷及び帳票加工を行い、住民等に督促状を送付する。<br><br>【滞納管理システム連携機能】<br>・滞納整理事務を行うため、業務共通システム経由で、滞納管理システムと賦課・収納・滞納情報を連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| システム4 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 滞納管理システム |
| ②システムの機能 | 税務システムから住記、宛名、課税、収納等の情報を取り込み、滞納管理業務を行うシステム。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 庁内連携システムとの連携は中継サーバー経由で行う。　） |
| **システム5** | |
| ①システムの名称 | 業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム） |
| ②システムの機能 | 【統合データベース管理機能】<br>・各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。<br><br>【団体内統合宛名番号付番機能】<br>・団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。<br><br>【データ連携機能】<br>・庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報等を連携する。<br>・中間サーバーとの情報連携を行う。<br><br>【権限管理機能】<br>・各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。<br>・統合データベースへのアクセス制御を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 介護システム、国民健康保険システム、福祉システム、住民記録システム、滞納管理システム　） |
| **システム6～10** | |
| **システム6** | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | 【地方公共団体情報システム機構への情報照会】<br>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br><br>【本人確認情報検索】<br>統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　） |
| **システム7** | |
| **システム8** | |
| **システム9** | |
| **システム10** | |
| **システム11～15** | |
| **システム16～20** | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 軽自動車税（種別割）賦課・収納情報ファイル | |
| **4. 個人番号の利用 ※** | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の16の項<br>　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（注）で定めるもの<br><br>（注）・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。<br><br>以上の法令上の根拠により、軽自動車税（種別割）の業務において個人番号を利用する。 |
| **5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | ［　　実施する　　］　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【別表第二における情報照会】<br>〇番号法第19条第8号（別表第二の第1欄（情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの）<br>別表第二（第27の項）<br>・「都道府県知事」に対し、「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」<br>・「都道府県知事等」に対し、「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 |
| **6. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 財政局税務部税制課、 課税管理課、 納税管理課 |
| ②所属長の役職名 | 税制課長、 課税管理課長、 納税管理課長 |
| **7. 他の評価実施機関** | |
| | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 軽自動車税（種別割）賦課・収納情報ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類　※ | | [　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲　※ | | 軽自動車等の所有者等 |
| | その必要性 | 軽自動車税（種別割）の適正な賦課・収納を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　]　＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目　※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | 【識別情報】<br>・納税義務者・納税通知書の送付先名義人を特定するため。<br>【連絡先等情報】<br>・納税通知書等の送付先、納税義務者・送付先名義人への連絡先等の把握のため。<br>【業務関係情報】<br>・地方税関係情報　：軽自動車税（種別割）の賦課情報作成のため。<br>：納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため。<br>・障害者福祉関係情報　：軽自動車税（種別割）の減免決定のため。<br>・生活保護・社会福祉関係情報　：軽自動車税（種別割）の減免決定のため。 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | | 千葉市　財政局税務部　税制課、課税管理課、納税管理課 |

| ３．特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [　　] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（ 区政推進課、保護課、障害者自立支援課、精神保健福祉課 ）<br>[　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 都道府県・他市町村 ）<br>[　　] 民間事業者　（　　）<br>[　　] その他　（　　） |
| ②入手方法 | | [　　] 紙　[ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　[　　] 専用線　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[　　] その他　（　　） |
| ③使用目的 ※ | | 軽自動車税（種別割）の賦課・通知、証明書の発行 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 課税管理課、各市税事務所市民税課、各市税出張所 |
| | 使用者数 | [　100人以上500人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | 1．賦課情報を作成・通知<br>・生活保護受給情報・障害者手帳情報を庁内担当課から電子記録媒体等により入手し、及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携により他市等から入手し、軽自動車税（種別割）の減免判定を行う。<br>2．税証明の発行<br>・賦課情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。<br>3　その他<br>・必要に応じて、税額更正等を行うために使用する。 |
| | 情報の突合 | ①　賦課情報の作成において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。<br>②　個人番号を利用して課税資料の突合を行う。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | 千葉市税務システム開発・保守サービス契約 |
| ①委託内容 | | 税務システム開発・運用・保守に関すること |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 富士通株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 |
| | ⑥再委託事項 | 上記委託内容と同様 |
| **委託事項2～5** | | |
| **委託事項2** | | ホスティングサービスの利用（データセンタ） |
| ①委託内容 | | ・システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンタ機能の提供<br>・バックアップデータの遠隔地保管 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 日本電子計算株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項3** | | 標識交付・返納及び証明発行 |
| ①委託内容 | | ・本市に登録する原動機付自転車等に係る標識交付業務（課税物件異動届の他市町村への通知・申請内容の端末入力を含む）<br>・本市に登録のある原動機付自転車等に係る所有者情報等の変更<br>・本市で登録抹消する原動機付自転車等に係る標識返納業務（申請内容の端末入力を含む）<br>・申請に応じて各種証明書を発行する。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社パソナ |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | 申告書（報告書）入力及び証明発行 |
| ①委託内容 | | ・関東運輸局千葉運輸支局及び軽自動車検査協会にて受け付けた、軽自動車（種別割）申告書（報告書）の端末入力。<br>・申請に応じて各種証明書を発行する。 |
| ②委託先における取扱者数 | | [　　10人未満　　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社パソナ |
| 再委託 | ④再委託の有無　※ | [　再委託しない　]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項5** | | |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | [　]提供を行っている　（　　）件　[　]移転を行っている　（　　）件<br>[ ○ ] 行っていない |
| **提供先1** | | |
| **提供先2～5** | | |
| **提供先6～10** | | |
| **提供先11～15** | | |
| **提供先16～20** | | |
| **移転先1** | | |
| **移転先2～5** | | |
| **移転先6～10** | | |
| **移転先11～15** | | |
| **移転先16～20** | | |
| **6. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 保管場所　※ | | 【業務共通システム・税務システムにおける措置】<br>・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバー室）に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。<br>（注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。<br>・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。<br>・窓口業務等を行う部署においては、紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 |
| **7. 備考** | | |
| | | |

## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

《軽自動車税》
1. レコード区分、2. 異動後データ、3. 異動前データ、4. 異動年月日、5. 異動理由コード、6. 運行経路、7. 運行目的、8. 運転免許証番号、9. 課税区分、10. 課税状況コード、11. 課税年度、12. 解除処理支所コード、13. 解除処理年月日、14. 解除年月日、15. 解除理由コード、16. 開始処理支所コード、17. 開始処理年月日、18. 開始年月日、19. 開始理由コード、20. 格納種別、21. 義務者宛名番号、22. 旧標識コード、23. 旧標識記号、24. 旧標識番号、25. 許可開始日、26. 許可終了日、27. 型式、28. 原動機型式、29. 減免額、30. 口座有無フラグ、31. 更新アクセスコード、32. 更新プログラムID、33. 更新時刻、34. 更新職員番号、35. 更新端末ID、36. 更新年月日、37. 使用者宛名番号、38. 使用者氏名、39. 支所コード、40. 自治体コード、41. 自治体識別コード、42. 車種コード、43. 車台番号、44. 車名コード、45. 車両コード、46. 車両履歴番号、47. 取込年月日、48. 受付年月日、49. 受付番号、50. 処理済年月日、51. 処理事由コード、52. 処理時刻、53. 処理年月日、54. 初度検査年月、55. 所有形態コード、56. 所有者宛名番号、57. 所有者氏名、58. 障害者宛名番号、59. 申告書連番、60. 申請者宛名番号、61. 申請者氏名名称、62. 申請者住所、63. 申請者生年月日、64. 申請年月日、65. 税率、66. 前回更新アクセスコード、67. 前回更新プログラムID、68. 前回更新時刻、69. 前回更新職員番号、70. 前回更新端末ID、71. 前回更新年月日、72. 調定年月日、73. 調定年度、74. 通知書作成年月日、75. 通知書番号、76. 通知税額、77. 通知年月日、78. 定格出力、79. 定置場区分、80. 定置場枝番3コード、81. 定置場枝番コード、82. 定置場自治体コード、83. 定置場小枝番コード、84. 定置場町名コード、85. 定置場番地コード、86. 定置場番地編集区分、87. 登録処理支所コード、88. 登録処理年月日、89. 登録年月日、90. 登録理由コード、91. 特記情報、92. 特例区分、93. 認定番号、94. 年式、95. 年税額、96. 納期限、97. 納期限区分、98. 納税義務者区分、99. 納税組合番号、100. 廃車処理支所コード、101. 廃車処理年月日、102. 廃車年月日、103. 廃車理由コード、104. 排気量、105. 排他フラグ、106. 備考、107. 標識コード、108. 標識回収区分、109. 標識記号、110. 標識番号、111. 賦課異動フラグ－過年1、112. 賦課異動フラグ－過年2、113. 賦課異動フラグ－過年3、114. 賦課異動フラグ－過年4、115. 賦課異動フラグ－過年5、116. 賦課異動フラグ－過年6、117. 賦課異動フラグ－過年7、118. 賦課異動フラグ－現年、119. 賦課異動処理年月日、120. 賦課異動年月日、121. 賦課異動理由コード、122. 賦課履歴番号、123. 返納状態コード、124. 返納年月日、125. 保留減免解除フラグ、126. 保留減免開始フラグ、127. 保留減免有無フラグ、128. 保留減免履歴番号、129. 予定決定区分、130. 臨時標識番号、131. 個人番号、132. 法人番号

《収納》
1. MPN連動無フラグ、2. OCR情報1、3. OCR情報2、4. カナ金融機関名、5. カナ支店名、6. コンビニバーコード、7. コンビニ受付店コード、8. コンビニ用自治体コード、9. コンビニ用自治体コードフラグ、10. ジョブID、11. データ識別コード、12. データ番号、13. データ部、14. パラメタID、15. パラメタコード、16. 宛先識別番号、17. 宛名番号、18. 異動延滞金、19. 異動額合計、20. 異動申告加算金、21. 異動督促手数料、22. 異動本税額、23. 移管年月日、24. 一連番号、25. 引抜済フラグ、26. 英数字1、27. 英数字2、28. 英数字3、29. 延滞金仮消込額、30. 延滞金過誤納額、31. 延滞金過誤納処理中額、32. 延滞金計算日、33. 延滞金減免区分、34. 延滞金自動計算有無フラグ、35. 延滞金執行日、36. 延滞金収入額、37. 延滞金収入件数、38. 延滞金調定額、39. 延滞金通知額、40. 延滞金督促催告有無、41. 延滞金納付額、42. 延滞金分納額、43. 延滞金補正区分、44. 延滞金未納額、45. 延長申告期限、46. 仮消込額、47. 仮消込納付区分、48. 仮消込有無フラグ、49. 加算金仮消込額、50. 加算金計算始期、51. 加算金計算終期、52. 加算金計算日数、53. 加算金収入額、54. 加算金除算始期、55. 加算金除算終期、56. 加算金除算日数、57. 加算金調定額、58. 加算金通知額、59. 加算金通知書発行日、60. 加算金納付額、61. 加算金分納額、62. 課税状況コード、63. 課税年度、64. 課税年度フラグ、65. 過誤納延滞金分、66. 過誤納還付加算金分、67. 過誤納期別、68. 過誤納金額、69. 過誤納区分、70. 過誤納子番、71. 過誤納状態区分、72. 過誤納申告加算金分、73. 過誤納督促手数料分、74. 過誤納発生日、75. 過誤納番号、76. 過誤納本税分、77. 過年仮収入額、78. 過年過誤納額、79. 過年還付済額、80. 過年還付未済額、81. 過年収入額、82. 過年充当済額、83. 過年調定額、84. 過年未納額、85. 過納誤納区分、86. 会計年度、87. 回数、88. 開始期、89. 確定申告期限、90. 確定申告受付日、91. 確定申告日、92. 確認前領収日、93. 確認番号、94. 括束番号、95. 括束連番、96. 完納日、97. 漢字1、98. 漢字2、99. 漢字3、100. 管理子番、101. 管理番号、102. 還付延滞金加算金、103. 還付加算金、104. 還付加算金計算区分、105. 還付金額、106. 還付元宛名番号、107. 還付元延滞金分、108. 還付元課税年度、109. 還付元期別、110. 還付元月別、111. 還付元事業年度開始日、112. 還付元消込子番、113. 還付元申告加算金分、114. 還付元申告区分、115. 還付元申告連番、116. 還付元税目コード、117. 還付元調定年度、118. 還付元通知書番号、119. 還付元督促手数料分、120. 還付元本税分、121. 還付支払自治体コード、122. 還付支払日、123. 還付支払予定日、124. 還付時効日、125. 還付充当通知書発行日、126. 還付充当停止区分、127. 還付請求日、128. 還付先宛名番号、129. 還付方法、130. 還付本税加算金、131. 還付理由自由入力、132. 期月、133. 期月フラグ、134. 期別、135. 機械処理時刻、136. 機械処理日、137. 記号番号、138. 記事宛名番号、139. 記事作成日、140. 記事番号、141. 記事連番、142. 旧課税年度、143. 旧期別、144. 旧事業年度開始日、145. 旧事業年度終了日、146. 旧申告区分、147. 旧申告連番、148. 旧税目コード、149. 旧調定年度、150. 旧通知書番号、151. 共有宛名番号、152. 強制作成フラグ、153. 金種コード、154. 金融機関コード、155. 金融機関名、156. 繰越年度、157. 決裁書発行日、158. 決裁書発付日、159. 決裁書番号、160. 決裁日、161. 決算処理待区分、162. 月計終了年月、163. 月別、164. 減免日、165. 現年仮収入額、166. 現年過誤納額、167. 現年還付済額、168. 現年還付未済額、169. 現年催告書停止区分、170. 現年収入額、171. 現年充当済額、172. 現年滞繰区分、173. 現年調定額、174. 現年度、175. 現年年度繰越日、176. 現年年度末日、177. 現年未納額、178. 個人基本種別コード、179. 公示フラグ、180. 公示日、181. 公示入力日、182. 口座還付作成日、183. 口座種別、184. 口座振替区分、185. 口座振替日、186. 口座停止税目コード01、187. 口座停止税目コード02、188. 口座停止税目コード03、189. 口座停止税目コード04、190. 口座停止税目コード05、191. 口座停止税目コード06、192. 口座停止税目コード07、193. 口座停止税目コード08、194. 口座停止税目コード09、195. 口座停止税目コード10、196. 口座番号、197. 口座名義人カナ、198. 口座名義人漢字、199. 口振不能回数、200. 口振不能理由コード、201. 控除不足口座還付作成日、202. 控除不足発生事由コード、203. 更新アクセスコード、204. 更新プログラムID、205. 更新時刻、206. 更新職員番号、207. 更新前催告書発行日、208. 更新前催告納期、209. 更新端末ID、210. 更新年月日、211. 更正決定通知日、212. 更正元課税年度、213. 更正元事業年度開始日、214. 更正元収納異動連番、215. 更正元申告区分、216. 更正元申告年月日、217. 更正元申告連番、218. 更正元調定年度、219. 更正元通知書番号、220. 更正後延滞金調定額、221. 更正後控除不足額、222. 更正後申告加算金調定額、223. 更正後滞繰本税調定額、224. 更正後調定年月、225. 更正後督促手数料調定額、226. 更正後内訳調定額1、227. 更正後内訳調定額2、228. 更正後内訳調定額3、229. 更正後内訳調定額4、230. 更正後内訳調定額5、231. 更正後内訳調定額6、232. 更正後本税調定額、233. 更正事由コード、234. 更正請求日、235. 更正前控除不足額、236. 更正前滞繰本税調定額、237. 更正日、238. 国保記号番号、239. 国保徴収区分、240. 国保内訳区分、241. 差替前確認番号、242. 差替前納付番号、243. 催告書発行日、244. 催告納期、245. 最終更正日、246. 最終支払日、247. 最終収入日、248. 最終消込公金日、249. 最終消込処理日、250. 最終調定本税、251. 最終領収日、252. 歳出還付支払日、253. 歳入還付支払日、254. 歳入歳出区分、255. 歳入年度、256. 削除フラグ、257. 削除時刻、258. 削除日、259. 子番、260. 市県現年按分率、261. 市県滞繰按分率、262. 指定納期限、263. 指定番号、264. 支店コード、265. 支店名、266. 支払区分、267. 支払済報奨金、268. 支払済報奨金予備、26

9. 支払場所、270. 支払人、271. 支払予定額、272. 支払予定日、273. 死亡有無、274. 事業年度開始日、275. 事業年度開始日フラグ、276. 事業年度終了日、277. 時効予定日、278. 自治体コード、279. 自治体識別コード、280. 自動処理フラグ、281. 自由カラム1、282. 自由カラム2、283. 自由カラム3、284. 識別番号、285. 車検有無フラグ、286. 車種コード、287. 車両コード、288. 車両履歴番号、289. 取扱期限、290. 取消区分、291. 取消日、292. 取戻額、293. 取戻子番、294. 取戻状態区分、295. 取戻発生日、296. 受付年月日、297. 授命年月日、298. 収入額、299. 収入総本税、300. 収入日、301. 収入日フラグ、302. 収納異動連番、303. 収納更正元子番、304. 収納更正日、305. 収納種別、306. 収納種別フラグ、307. 修正区分、308. 修正前宛名番号、309. 修正前課税年度、310. 修正前回数、311. 修正前確認番号、312. 修正前括束番号、313. 修正前括束連番、314. 修正前期月、315. 修正前子番、316. 修正前事業年度開始日、317. 修正前自治体コード、318. 修正前収入日、319. 修正前収納種別、320. 修正前消込延滞金、321. 修正前消込金額、322. 修正前消込申告加算金、323. 修正前消込退職税額、324. 修正前消込督促手数料、325. 修正前消込報奨金、326. 修正前消込本税額、327. 修正前申告区分、328. 修正前申告連番、329. 修正前税目コード、330. 修正前調書番号、331. 修正前調定年度、332. 修正前通知書番号、333. 修正前年金保険者コード、334. 修正前納付区分、335. 修正前納付書種類、336. 修正前納付番号、337. 修正前領収日、338. 終了期、339. 集計区分、340. 集計月、341. 集計年月、342. 充当延滞金加算金、343. 充当加算金、344. 充当金額、345. 充当元宛名番号、346. 充当元延滞金分、347. 充当元課税年度、348. 充当元期別、349. 充当元月別、350. 充当元事業年度開始日、351. 充当元消込子番、352. 充当元申告加算金分、353. 充当元申告区分、354. 充当元申告連番、355. 充当元税目コード、356. 充当元調定年度、357. 充当元通知書番号、358. 充当元督促手数料分、359. 充当元本税分、360. 充当子番、361. 充当執行日、362. 充当処理日、363. 充当先宛名番号、364. 充当先延滞金分、365. 充当先課税年度、366. 充当先期別、367. 充当先月別、368. 充当先事業年度開始日、369. 充当先消込子番、370. 充当先申告加算金分、371. 充当先申告区分、372. 充当先申告連番、373. 充当先税目コード、374. 充当先調定年度、375. 充当先通知書番号、376. 充当先督促手数料分、377. 充当先納期限、378. 充当先本税分、379. 充当先未納延滞金分、380. 充当先未納申告加算金分、381. 充当先未納督促手数料分、382. 充当先未納本税分、383. 充当本税加算金、384. 処分コード、385. 初回支払日、386. 所得税更正通知日、387. 除外延滞金減免、388. 除外換価猶予、389. 除外繰上徴収、390. 除外交付要求、391. 除外差押、392. 除外参加差押、393. 除外時効完成、394. 除外時効中断、395. 除外執行停止、396. 除外徴収猶予、397. 除外督促公示、398. 除外督促返戻、399. 除外納通公示、400. 除外納通返戻、401. 除外納付委託、402. 除外納付誓約、403. 除外不納欠損、404. 除外分割納付、405. 除外予備1、406. 除外予備2、407. 除外予備3、408. 除外予備4、409. 除外予備5、410. 除算期間開始日、411. 除算期間終了日、412. 消込エラーコード、413. 消込延滞金、414. 消込延滞金フラグ、415. 消込回数フラグ、416. 消込括束番号フラグ、417. 消込括束連番フラグ、418. 消込金額、419. 消込金額フラグ、420. 消込子番、421. 消込消込退職税額フラグ、422. 消込申告加算金、423. 消込申告加算金フラグ、424. 消込退職税額、425. 消込退職税額フラグ、426. 消込調書番号フラグ、427. 消込督促手数料、428. 消込督促手数料フラグ、429. 消込報奨金、430. 消込報奨金フラグ、431. 消込本税額、432. 消込本税額フラグ、433. 消失認定日、434. 証券種類コード、435. 証券番号、436. 状態区分、437. 状態更新日、438. 振替宛名番号、439. 振替課税年度、440. 振替期別、441. 振替金額、442. 振替事業年度開始日、443. 振替処理日、444. 振替消込子番、445. 振替申告区分、446. 振替申告連番、447. 振替税目コード、448. 振替調定年度、449. 振替通知書番号、450. 振替不能通知書作成済区分、451. 振替予定日、452. 振替理由コード、453. 振分子番、454. 新年度、455. 申告加算金仮消込額、456. 申告加算金過誤納額、457. 申告加算金過誤納処理中額、458. 申告加算金種類、459. 申告加算金収入額、460. 申告加算金収入件数、461. 申告加算金調定額、462. 申告加算金未納額、463. 申告基準日、464. 申告基礎区分、465. 申告基礎年月日、466. 申告区分、467. 申告区分フラグ、468. 申告年月日、469. 申告連番、470. 申告連番フラグ、471. 数値1、472. 数値2、473. 数値3、474. 税額異動エラー事由、475. 税額異動レコード区分、476. 税額異動作成区分、477. 税額異動抽出区分、478. 税保コード、479. 税目コード、480. 税目コードフラグ、481. 前回更新アクセスコード、482. 前回更新プログラムID、483. 前回更新時刻、484. 前回更新職員番号、485. 前回更新端末ID、486. 前回更新年月日、487. 前納分確認番号、488. 前納分納付番号、489. 前納報奨金、490. 前納報奨金予備、491. 送付先氏名、492. 送付先住所、493. 送付先方書、494. 送付先郵便番号、495. 増減収入額、496. 増減収入額内訳1、497. 増減収入額内訳2、498. 増減調定額、499. 増減調定額内訳1、500. 増減調定額内訳2、501. 滞繰調定本税、502. 滞繰年度繰越日、503. 滞繰年度末日、504. 退職市区町村民税差額、505. 退職人員数、506. 退職調定入力フラグ、507. 退職通知書発付日、508. 退職都道府県民税差額、509. 退職納入申告日、510. 担当区コード、511. 抽出済フラグ、512. 抽出年月日、513. 調査記事、514. 調査記事通番、515. 調査年月日、516. 調査票出力年月日、517. 調書番号、518. 調定異動予定有無、519. 調定子番、520. 調定年月、521. 調定年度、522. 調定年度フラグ、523. 調定履歴有無フラグ、524. 通知時還付方法、525. 通知書作成日、526. 通知書種類、527. 通知書発行日、528. 通知書番号、529. 通知書番号フラグ、530. 低率終了日、531. 店舗コード、532. 登録時刻、533. 登録日、534. 登録年月日、535. 都計現年按分率、536. 都計滞繰按分率、537. 都市計画税区分、538. 特徴事業所宛名番号、539. 特土徴収区分、540. 督手分納額、541. 督促確認番号、542. 督促公示日、543. 督促取消日、544. 督促手数料仮消込額、545. 督促手数料過誤納額、546. 督促手数料過誤納処理中額、547. 督促手数料収入額、548. 督促手数料収入件数、549. 督促手数料調定額、550. 督促手数料通知額、551. 督促手数料納付額、552. 督促手数料未納額、553. 督促状停止理由コード、554. 督促状発行日、555. 督促停止区分、556. 督促納期、557. 督促納付番号、558. 内訳調定額1、559. 内訳調定額2、560. 内訳調定額3、561. 内訳調定額4、562. 内訳調定額5、563. 内訳調定額6、564. 入金データ種別、565. 年金保険者コード、566. 年金保険者コードフラグ、567. 年調定額、568. 年度、569. 納期限、570. 納期特例区分、571. 納税通知書発付日、572. 納付額、573. 納付額1、574. 納付額2、575. 納付額3、576. 納付額4、577. 納付額5、578. 納付額6、579. 納付額7、580. 納付額8、581. 納付額9、582. 納付額10、583. 納付額11、584. 納付額12、585. 納付区分、586. 納付区分フラグ、587. 納付時年金保険者コード、588. 納付書種類、589. 納付書種類フラグ、590. 納付書番号フラグ、591. 納付情報摘要フラグ、592. 納付番号、593. 納付予定日、594. 農地変更日、595. 廃車年月日、596. 排他フラグ、597. 媒体作成区分、598. 発生元過誤納状態区分、599. 発生元収入日、600. 発生元領収日、601. 発生収入延滞金分、602. 発生収入申告加算金分、603. 発生収入督促手数料分、604. 発生収入本税分、605. 発生調定延滞金分、606. 発生調定申告加算金分、607. 発生調定督促手数料分、608. 発生調定本税分、609. 番号区分、610. 備考、611. 標識、612. 不納欠損区分、613. 不納欠損事由コード、614. 不納欠損処理日、615. 不納欠損本税、616. 賦課決定日、617. 賦課時年金保険者コード、618. 分納回数、619. 分納区分、620. 分納子番、621. 分納有無フラグ、622. 文書確定フラグ、623. 文書作成日、624. 文書種類、625. 文書発行日、626. 変更締切日、627. 変更納期限、628. 返還確定日、629. 返還金管理番号、630. 返還金内訳額、631. 返還指定額、632. 返還時期別収入額、633. 返還時期別調定額、634. 返還時内訳異動額、635. 返還時内訳消込額、636. 返戻年月日、637. 返戻理由コード、638. 報奨金収入額、639. 報奨金収入件数、640. 法人番号、641. 法定納期限、642. 法定納期限等、643. 本税仮消込額、644. 本税過誤納額、645. 本税過誤納処理中額、646. 本税収入額、647. 本税収入件数、648. 本税調定額、649. 本税通知額、650. 本税納付額、651. 本税分納額、652. 本税未納額、653. 未処理延滞金分、654. 未処理還付加算金分、655. 未処理金額、656. 未処理申告加算金分、657. 未処理督促手数料分、658. 未処理本税分、659. 免除認定日、660. 予備1、661. 予備2、662. 予備3、663. 予備4、664. 予備5、665. 利息計算開始日、666. 利息計算終了日、667. 利息計算対象額、668. 利息計算単位、669. 利息計算日数、670. 利息相当額、671. 利息相当額強制フラグ、672. 利息内訳額、673. 利息率、674. 利息率区分、675. 利息連番、676. 履歴番号、677. 履歴連番、678. 領収時間、679. 領収日、680. 領収日フラグ、681. 累計収入額、682. 累計収入額到来、683. 累計収入額到来内訳1、684. 累計収入額到来内訳2、685. 累計収入額内訳1、686. 累計収入額内訳2、687. 累計調定額、6

## Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 軽自動車税（種別割）賦課・収納情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・納税義務者からの減免申請書による情報の入手においては、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。<br>・納税義務者以外の者からの減免申請書による情報の入手においては、納税義務者について、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の納税義務者と合致するかを確認する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| **3. 特定個人情報の使用** | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【業務共通システムにおける措置】<br>業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。<br><br>【税務システムにおける措置】<br>・地方税法に基づく調査により取得した特定個人情報は、職務上必要と認められる権限の与えられた者しかアクセスできない。<br>・インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 【業務共通システム・税務システムにおける措置】<br>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証（又はパスワード）による個人認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | 【業務共通システム・税務システムにおける措置】<br>端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　] 委託しない |
|---|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1) 定めている　2) 定めていない |
| 規定の内容 | 契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [　十分に行っている　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない　4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め、または実地に検査することができる。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている　2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ] 提供・移転しない |
|---|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 定めている　2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている　2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】<br>①情報照会機能（注1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（注2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。<br>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（注3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（注1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br>（注2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br>（注3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【業務共通システムにおける措置】<br>番号法により認められている機関、事務をシステム的、かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。<br><br>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】<br>①情報提供機能（注）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施している。<br>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネッワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に，送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（注）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| 【千葉市における措置】<br>・当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようアクセス権限を設定している。<br>・システム利用管理者が定期的に業務共通システム・税務システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。<br><br>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】<br>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセスで制限）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
|---|---|---|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生あり ] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | 【事例1】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信（各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの）／127件<br>②発生時期 平成30年6月<br>③原因<br>職員の誤操作（「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信）<br>④発生時の対応<br>全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼<br><br>【事例2】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>文書の誤廃棄（戸籍証明等交付申請書及び住民票の写し・印鑑登録証明・所得証明交付申請書等について、不適正な保管手続により廃棄予定文書と混在してしまい、保存期間が満了していないにも関わらず、廃棄してしまっていたもの）／91,841件<br>②発生時期<br>令和元年9月<br>③原因<br>職員の確認漏れ<br>④発生時の対応<br>廃棄件数について調査を行い、事案発生について公表を行った。 | |
| 再発防止策の内容 | 【事例1】について<br>庁内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、庁外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。<br><br>【事例2】について<br>文書廃棄作業時に複数の職員による確認を徹底する。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| |

| 8. 監査 | | | |
|---|---|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］自己点検 | ［ ○ ］内部監査 | ［　　］外部監査 |

| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | | ［　　十分に行っている　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | 【税務システムにおける措置】<br>「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、<br>・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。<br>・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |

| 10. その他のリスク対策 |
|---|
| 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 |

## Ⅳ　開示請求、問合せ

| 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 郵便番号260-8722<br>千葉市中央区千葉港2番1号　千葉中央コミュニティセンター2階<br>　千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室 |
| ②請求方法 | 千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 |
| ③法令による特別の手続 | ― |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |
| **2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| ①連絡先 | 郵便番号260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号<br>千葉市役所財政局税務部税制課　043-245-5117、 課税管理課　245-5119、 納税管理課　245-5125 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時及びその対応について記録を残す。 |

## Ⅴ　評価実施手続

| 1．基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和2年5月8日 |
| ②しきい値判断結果 | ［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）<br>3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施） |
| **2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】** | |
| ①方法 | ― |
| ②実施日・期間 | ― |
| ③主な意見の内容 | ― |
| **3．第三者点検 【任意】** | |
| ①実施日 | ― |
| ②方法 | ― |
| ③結果 | ― |

## （別添2）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年4月4日 | Ⅰ　基本情報　6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 税制課長　竹内　好夫、 課税管理課長　潤間　宏一、 納税管理課長　川名　和弘 | 税制課長、 課税管理課長、 納税管理課長 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅱ　特定個人情報保護ファイルの概要　2基本情報　④記録される項目　その妥当性 | 【識別情報】<br>・納税義務者・納税通知書の送付先名義人を特定するため。<br>【4情報 及び 連絡先情報】<br>・納税通知書等の送付先、納税義務者・送付先名義人への連絡先等の把握のため。<br>【業務関係情報】<br>・地方税関係情報　:軽自動車税の賦課情報作成のため。:納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため。 | 【識別情報】<br>・納税義務者・納税通知書の送付先名義人を特定するため。<br>【4情報 及び 連絡先情報】<br>・納税通知書等の送付先、納税義務者・送付先名義人への連絡先等の把握のため。<br>【業務関係情報】<br>・地方税関係情報　:軽自動車税の賦課情報作成のため。:納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため。<br>・障害者福祉関係情報　:軽自動車税の減免決定のため。<br>・生活保護・社会福祉関係情報　:軽自動車税の減免決定のため。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅱ　特定個人情報保護ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項3　標識交付・返納及び証明発行 | | 削除 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅲ　リスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入所を除く。）　リスクに対する措置の内容 | ・納税義務者からの減免申請書による情報の入手においては、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。<br>・申請代理人からの減免申請書による情報の入手においては、納税義務者について、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の納税義務者と合致するかを確認する。 | ・納税義務者からの減免申請書による情報の入手においては、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。<br>・納税義務者以外の者からの減免申請書による情報の入手においては、納税義務者について、1件ごとに基本4情報に基づいて千葉市の納税義務者と合致するかを確認する。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年4月4日 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7．特定個人情報の保管・消去リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容 | 事例1（診療報酬明細書（レセプト）の紛失）<br>事例2（メールマガジンの誤送信）<br>事例3（メールの誤送信に関する記載） | 事例1（メールの誤送信に関する記載）<br>事例2（メールの誤送信に関する記載） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7．特定個人情報の保管・消去リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | 事例1（診療報酬明細書（レセプト）の紛失）<br>事例2（メールマガジンの誤送信）<br>事例3（メールの誤送信に関する記載） | 事例1（メールの誤送信に関する記載）<br>事例2（メールの誤送信に関する記載） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策8．監査　実施の有無 | 内部監査 | 自己点検、内部監査 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年4月4日 | Ⅴ　評価実施手続　1．基礎項目評価　①実施日 | 平成27年9月24日 | 平成31年1月4日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | 評価書名 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務の名称 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容 | 千葉県町村会 | 千葉県市町村総合事務組合 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においていい使用するシステム　システム1　②システムの機能 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　②システムの機能<br>【証明書発行機能】 | 納税証明書発行をする。 | 納税証明書を発行する。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　3. 特定個人情報ファイル名 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用　法令上の根拠 | 地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 | 事後 | ①重要な変更の項目に当たるが、法律名の誤記を訂正したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法整備法 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 事後 | ①重要な変更の項目に当たるが、法律名の誤記を訂正したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅰ基本情報　4．個人番号の利用　法令上の根拠 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ①重要な変更の項目に当たるが、制度改正に伴い業務の名称を修正したものであり、リスクが高まるものではないことから、事前の提出・公表を必要としない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅰ　基本情報　5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | ― | 全部追加 | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　1．特定個人情報ファイル名 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2．基本情報　④記録される項目　その妥当性 | 【4情報及び連絡先情報】 | 【連絡先等情報】 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2．基本情報 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　①入手元 | [　　]地方公共団体・地方独立行政法人（　　） | [　○　]地方公共団体・地方独立行政法人（　都道府県・他市町村　） | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　②入手方法 | [　　]情報提供ネットワークシステム | [　○　]情報提供ネットワークシステム | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　③使用目的 | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法 | 生活保護受給情報・障害者手帳情報を庁内担当課から電子記録媒体等により入手し、軽自動車の減免判定を行う。 | 生活保護受給情報・障害者手帳情報を庁内担当課から電子記録媒体等により入手し、及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携により他市等から入手し、軽自動車税（種別割）の減免判定を行う。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託の有無 | 6件 | 4件 | 事前 | ①重要な項目の変更であり、事前の提出・公表が必要である。（「6件」は「3件」の誤記であった。） |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1　⑤再委託の許諾方法 | 委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。 | 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4．特定個人情報ファイルの取扱の委託　委託事項4 | — | 全部追加 | 事前 | ①重要な項目の変更であり、事前の提出・公表が必要である。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　1．特定個人情報ファイル | 軽自動車税 | 軽自動車税（種別割） | 事後 | ①税制改正による名称変更の反映のため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保　具体的な方法 | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 | 契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め、または実地に検査することができる。 | 事後 | ①現行の手続をより詳細に記載したもののため、重要な変更に当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ]接続しない（入手）<br>[ ○ ]接続しない（提供） | [ ]接続しない（入手）<br>[ ]接続しない（提供） | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | — | 全部追加 | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か | [ ] | [ 十分である ] | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | — | 全部追加 | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か | [ ] | [ 十分である ] | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | — | 全部追加 | 事後 | ①情報連携の本格運用開始に伴い、実際の運用状況を踏まえて評価書の記載内容を追記・修正したもの。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　7．特定個人情報の保管・消去　リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　その内容 | 【事例1】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>　市内事業者あてメールの誤送信（各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの）<br>／250件<br>②発生時期<br>　平成28年6月<br>③原因<br>　職員の誤操作（「TO」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信）<br>④発生時の対応<br>　全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼<br>【事例2】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>　「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信（各受信者が他者のメールアドレスを閲覧<br>できる状態と<br>　なったもの）／127件<br>②発生時期<br>　平成30年6月<br>③原因<br>　職員の誤操作（「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信）<br>④発生時の対応<br>　全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼 | 【事例1】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>　「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信（各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの）／127件<br>②発生時期　　平成30年6月<br>③原因<br>　職員の誤操作（「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信）<br>④発生時の対応<br>　全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼<br><br>【事例2】<br>①事案／当該事案に関する個人情報の件数<br>　文書の誤廃棄（戸籍証明等交付申請書及び住民票の写し・印鑑登録証明・所得証明交付申請書等について、不適正な保管手続により廃棄予定文書と混在してしまい、保存期間が満了していないにも関わらず、廃棄してしまっていたもの）／91,841件<br>②発生時期<br>　令和元年9月<br>③原因<br>　職員の確認漏れ<br>④発生時の対応<br>　廃棄件数について調査を行い、事案発生について公表を行った。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　7．特定個人情報の保管・消去　リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク　②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか　再発防止策の内容 | 【事例1】について<br>・メールの一斉送信時には、複数職員で確認を行うこととした。<br>・宛先入力欄に「BCC」欄が常に表示されるよう設定し、必ず「BCC」で送信することとした。<br>・メール送信操作実行後、ただちに送信されず、一定時間送信トレイに保管されるよう設定した。<br>【事例2】について<br>・庁内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、庁外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。 | 【事例1】について<br>　庁内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、庁外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。<br><br>【事例2】について<br>文書廃棄作業時に複数の職員による確認を徹底する。 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　９．従業者に対する教育・啓発　従業者に対する教育・啓発　具体的な方法 | 【税務システムにおける措置】<br>「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、<br>・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ<br>事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、<br>④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。<br>・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム<br>利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の<br>内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 | 【税務システムにおける措置】<br>「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、<br>・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。<br>・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。<br><br>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | 事後 | ①現行の手続をより詳細に記載したもののため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅲ　リスク対策　１０．その他のリスク対策 | ― | 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】<br>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | 事後 | ①現行の手続をより詳細に記載したもののため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和2年10月12日 | Ⅴ　評価実施手続　１．基礎項目評価　①実施日 | 平成31年1月4日 | 令和2年5月8日 | 事後 | ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年10月26日 | Ⅰ　基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | 第19条第7号 | 第19条第8号 | 事後 | ①法律の改正に伴う形式的な変更 |